

令和6年度大槌町放課後児童クラブ入所申込み要項

1 対象児童及び受入人数

- (1) 対象児童:大槌町内の1~6年生であり、就労等により日中保護者等が家にいない児童。
- (2) 受入人数:70名(※申込者が受入人数を超えた場合は、各家庭の状況等により選考します。)

2 申込みの受付について

- (1) 令和6年4月からの利用を希望する場合(年間利用、一時利用(一月の利用が10日間以内))

- ① 申請書受付場所・受付期間

場所	期間	時間
大槌町役場 健康福祉課窓口	令和5年12月 1日(金)~同月22日(金)	8時30分 ~ 17時15分
	令和5年12月 18日(月)~同月20日(水)	8時30分 ~ 18時30分
	令和5年12月 9日(土)	9時00分 ~ 12時00分
放課後児童クラブ	令和5年12月 1日(金)~同月22日(金)	開所時間中

- ② 結果の通知

令和6年1月下旬に、文書にて通知します。

- ③ 申込に当たっての注意事項

- ・事情により、申込締め切り日までに、全ての書類が揃わなかった場合はご相談ください。
- ・現在放課後児童クラブを利用している方についても、新たにお申込みいただく必要があります。

- (2) 令和6年5月以降の入所について

- ① 申請書受付場所・受付期間

場所:役場健康福祉課、 期限:入所を希望する月の前月10日まで

- ② 結果の通知

15日頃、文書または電話にてご連絡します。

- ③ 申込みに当たっての注意事項

申込みは年度内有効です。入所を希望しなくなった場合はご連絡ください。

- (3) 長期休み(学年始・末、夏休み、冬休み)のみの利用を希望する場合

- ① 申請書受付場所・受付期間

場所:役場健康福祉課、 期限:長期休み開始前月10日まで

(※切:夏:6月10日、冬:11月10日、学年末:2月10日、学年始:3月10日)

- ② その他

複数の長期休みの利用を希望の方は、長期休みごとに申請してください。

3 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類は次の4点です。様式は、健康福祉課と放課後児童クラブで配付するほか、大槌町ホームページからもダウンロードできます。

- 放課後児童クラブ利用申請書
- 児童健康状態調書
- 家庭状況調書
- 就労(予定)証明書(保護者全員分)

- ・同じ世帯から2人以上申込場合は一部で結構です。
- ・65歳未満の同居祖父母で就労している場合は、同居祖父母の就労証明書も必要です。

※就労証明書の提出後、転職や退職等で勤務先に変更があった場合や、就労時間に変更があった場合は、保健福祉課に連絡をお願いします。

※求職要件で入所した場合、入所後2か月以内に就労証明書の提出がなければ利用中止となります。

※育児休業取得中に入所内定となった場合は、入所月中に復職する必要があります。

※場合により、別途書類を求めることがあります。

【表：放課後児童クラブが必要な状況を証明する書類】

保護者の状況		必要書類
就労	外勤	就労(予定)証明書(勤務先の証明が必要)
	自営	就労状況申告書(民生委員の証明が必要)
不存在		戸籍の全部事項証明、児童扶養手当証書等
疾病・障害等		診断書、介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など、疾病・障害等の状況が分かる書類
看護・介護		介護・看護申立書兼証明書、診断書、介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など、看護・介護している状況が分かる書類
求職		求職活動申立書
就学		在学証明書及び時間割表

※状況に応じ、必要となる書類が異なりますので、上記の表を確認しご提出をお願いします。

4 メールアドレスの登録について

放課後児童クラブでは、悪天候等による閉所や、開所時間の変更等の情報を、電子メールにて提供しております。入所決定後、配信アドレスをお知らせしますのでご登録をお願いいたします。

5 問い合わせ先

大槌町役場健康福祉課 ☎:0193-42-8715

大槌町放課後児童クラブ ☎:0193-42-2738

